

令和3年8月19日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年8月19日（木曜日）午前9時58分～午前10時39分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第3回定例会提出予定案件

①財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）

②財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）

③財産の取得について（圧雪車の購入）

④訴えの提起について

(2) その他

①令和2年度包括外部監査結果への措置状況について

②トライアル・サウンディングの実施について

③令和3年度収納対策について

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 委員長 | 大矢保 | 委員 | 木下靖 |
| 副委員長 | 山崎翔一 | 委員 | 藤田誠 |
| 委員 | 軽米智雅子 | 委員 | 丸野達夫 |
| 委員 | 万徳なお子 | 委員 | 渋谷勲 |
| 委員 | 秋村光男 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|------|----------|-------|
| 総務部長 | 館山新 | 監査委員事務局長 | 太田綾子 |
| 総務部理事 | 成田智 | 総務部次長 | 佐藤秀彦 |
| 企画部長 | 織田知裕 | 総務部参事 | 三上智幸 |
| 企画部理事 | 佐々木淳 | 総務課長 | 竹内巧 |
| 税務部長 | 川村敬貴 | 納税支援課長 | 松本和久 |
| 浪岡振興部長 | 三浦大延 | 管財課長 | 越後谷和人 |
| 会計管理者 | 柿崎哲男 | 関係課長等 | |
| 選挙管理委員会事務局長 | 山谷直大 | | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議事調査課主査 | 木村結衣 | 議事調査課主事 | 柿崎良輔 |
|---------|------|---------|------|

議事調査課主事 笹 田 貴 子

○大矢保委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和3年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願い申し上げます。

初めに、「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」についてであります。報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和3年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

除雪機械の保有状況ですが、現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械4台のうち2台を取得しようとするものであり、除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

ロータリ除雪車4台の購入に当たり、本市の競争入札参加資格業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する33者に対し、当該車両の取扱いを照会したところ、4台を対応可とした者はなく、株式会社青工及び有限会社尾崎自動車商会の2者から、それぞれ2台を限度として対応可能な旨の回答を得たものです。

このことにより、4台を一括購入することができないことが判明したため、契約を2件に分け、その上で、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないことから、契約の方法を随意契約とし、2件の契約のうち1件について、株式会社青工から見積書を徴したものです。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、株式会社青工と5918万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として見積執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないものと認めます。

次に、「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

先ほどと同様の説明となりますが、除雪機械の保有状況ですが、現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械4台のうち2台を取得しようとするものであり、除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

ロータリ除雪車4台の購入に当たり、本市の競争入札参加業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する33者に対し、当該車両の取扱いを照会したところ、4台を対応可とした者はなく、株式会社青工及び有限会社尾崎自動車商会の2者から、それぞれ2台を限度として対応可能な旨の回答を得たものです。

このことにより、4台を一括購入することはできないことが判明したため、契約を2件に分け、その上で、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないことから、契約の方法を随意契約とし、2件の契約のうち1件について、有限会社尾崎自動車商会から見積書を徴したものです。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、有限会社尾崎自動車商会と5478万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として見積執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑ありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 一般的に、何年ぐらいもつものなんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回のロータリ除雪車につきましては、15年程度が使用期限となっております。

○大矢保委員長 ほかにありますか。木下委員。

○木下靖委員 今回は、2つの業者が2台を限度に納入できるということで、こう

ということになったとの説明でしたけれども、例えば、これ、他の業者で1台であれば納入できるとか、そういう業者というのはあったんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、今回、競争入札参加資格業者のうち、いわゆる業種、品目に該当する登録を有している33者全てに対して照会をかけました。その結果、今回の結果という形になっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 いや、その説明だと——私の理解だと、4台全部を一括で納入できる業者はないというふうに受け取ったんですよね。それで、2者が、2台であれば。だから、ほかに、1台であれば納入できるとか、そういう業者というのはなかったわけですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 1台であればという業者もなかったということになっております。

○大矢保委員長 よろしいですか。木下委員。

○木下靖委員 33者あったけれども、そもそも、このロータリ除雪車を納入できるというところは2者しかなかったということで。

この写真を見ると、メーカーは違うんでしょうけれども、価格も、2台で450万円ぐらい差があるんですけれども、そういう事情であれば、もう、いかんともし難いということですよ。はい、結構です。

○大矢保委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、「財産の取得について（圧雪車の購入）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「財産の取得について（圧雪車の購入）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

圧雪車の保有状況ですが、現在、モヤヒルズスキー場のコース整備のため、圧雪車を3台所有しております。

本件は、そのうち平成16年に取得した圧雪車1台が老朽化しているため更新するものであり、取得する圧雪車の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

入札結果につきましては、指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、JFEプラントエンジニアリング株式会社営業本部と3135万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定している

ものであります。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 各代でも若干、総務部長の話を聞いていて思うけれども、3台のうちの1台が作業できないと。こういうことで今回、入札をかけて、買われた。このことについてはよく分かるけれども、何か、これまで、屋根のかからない——それこそ、この圧雪車というのは、何か月も使わないわけでしょう。それを全く、どういうふうにして置いたのかよく分からないけれども、正直言って、屋根のかからないところに置くこと自体が無責任だよ。

何のために管理者がいるのか。これすらも私にとっては非常に遺憾だよ。

そう壊れるものでないらしいよ、この圧雪車。ましてや、本当のスキー場と違って、フル稼働もしているわけでもないし。雲谷の場合は特に、お客さんもそんなに来てもいないという話も往々にして聞いているし。全く無責任だよ、これ。まして、3000万円だよ。それは、これから管理者だとか、いろいろ相談しながら、使わない時期については、なるたけ雨、霜が当たらないようにして置くべきだと、私は思うよ。それを十分気をつけて。予算特別委員会で、私、質疑するのかどうか分からないけれども、そこを要望しておきますよ。

以上。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 処分するほうの圧雪車は、何年使ったのか。あと、処分についての費用を教えてください……（「12年じゃないか」と呼ぶ者あり）12年か。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 まず、今回廃止する車両につきましては、17年使用したものとなっております。それで、その処分費というお話でしたけれども、今回の圧雪車につきましては、下取り処分することとしております。

以上です。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 金額が出ているわけですね。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 金額につきましては、下取り金額 110万円税込みという形になっております。

○大矢保委員長 あと、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて質疑を終わります。

次に、「訴えの提起について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております

訴えの提起について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1の相手方につきましては、建物賃借人になります。

2の訴えの提起に係る事案の概要についてですが、相手方が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から、一部納付はあるものの、長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払請求をしようとするものであります。

続きまして、3の事件に関する取扱い、4の主な経過につきましては、記載のとおりとなります。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御意見、御質疑ありますか。木下委員。

○木下靖委員 「令和元年8月分から一部納付はあるものの」と記載があるんですが、この一部納付というのは、具体的に、例えば何か月分だとか教えてもらえますか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ちょっとお待ちください。

例えば、令和2年7月分、8月分は納付があったりとか、その月々によって、払いがあったり払いがなかったりというような状況になっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 令和2年7月分、8月分は払いがあったけれども。ちょっと待ってくださいね。そうすると、これ、4番の主な経過のところに、令和2年3月の、「賃料の滞納により、期間を従前の3年から1年に変更して契約更新」と。期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日とあるんですが、このうちの令和2年7月分、8月分が納入されたということは、その前の、令和2年4月分、5月分、6月分だとか、これはどういうふうになったんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 支払い方が不規則になっておりまして、いわゆるその賃借人が、入りが多くあったときには払うというような形を取っていたんですけども、その払う側が、この月に充ててくれという形で払っていたのを充てていった結果が、虫食い状態で支払われていたという形になっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 賃借人がその月に充ててくれと言うのは勝手なんですけれども、変ですよね。4月から6月まで払ってないのに、今払うこれを7月に充ててくれとか、8月分に充ててくれとか。そういうのは、前の月の分を払ってれば初めて言えるので、非常に、何か不自然だなと。

それで、ということは、この経過では細かいところまで分からないんですけども、滞納があって、当然、市のほうは督促なり、かけていると思うんですが、その

督促を全く無視しているわけではなくて、一応払う意思を見せながら、はっきり言えば、売上げが少ないときは払えないというような対応だったという理解でよろしいですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 そういう考え方になると思います。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それで、今回の訴えは、支払い請求の訴えということですよ。それで、この間、各代の説明だったかな、要は、請求に応じられないときは、今の店舗を退去してもらうということだったと思うんですが、そののところがちょっと教えてもらえますか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 資料の4番に記載しておりますけれども、まず、平成29年4月に賃貸借契約を開始しました。その際には、3年契約ということで契約をしておりましたが、その間に滞納が、先ほど言ったように虫食い状態で発生したということもありましたので、令和2年3月に新たな更新をする際に、1年契約という形で契約を結んでおります。

1年契約にしたんですけれども、契約——要は、支払いが滞ってききましたので、今年の3月に解約の申入れをしたんですけれども、そちらにつきましては借地借家法の関係で、その申込みをした時点から6か月間経過した後でないと明渡し要求ができませんので、その6か月間経過後の令和3年9月30日以降は、いわゆる退去してもらうという形になっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 その家賃の滞納ということに対しては分かりました。

同じ会社、名義が同じでいいのか、あれなんですけれども、この賃借人というのは、いわゆるあそこの土地を所有している地権者にもなっていませんか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 そこはまだ議案としてきちんと固まっておりませんので、大変申し訳ないですけれども、そこは、今、ちょっと答えは控えさせていただきたいと思います。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 別に議案ということではなくて、その地権者になっているか、なっていないかというところだけでいいんですけれども。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 地権者になっている方であります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 地権者であるということは、市は、地権者に対して地代というのは払っていますよね。その確認です。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 いわゆる地権者の部分に対しては、当然、支払いはしております。

〔木下靖委員「結構です」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 コロナ対策の家賃支援は受けているんでしょうか。それとも、滞納しているから外されるんでしょうか。

○大矢保委員長 ちょっとこれ……。一応、総務部長、答弁を。

○館山新総務部長 今の御質疑に対しては、るる、そういう国、県、また市の制度があった際には、きちんとその旨を御紹介しております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 活用したかどうかの返答は無理ということですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 すみません、担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 分かりました。管財課長。

○越後谷和人管財課長 管財課でございます。

今の御質疑に対しての答えですけれども、当市の家賃補助に関しては、もらっておりません。もらえておりません。

○大矢保委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 支払い請求額に、延滞料というか、延滞税というか、それが含まれているのか。それだけ。

○大矢保委員長 延滞金ですね。総務部長。

○館山新総務部長 請求そのもの、今の請求金額については、資料にあるこの金額については、延滞料は含んでおりません。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 すみません、確認です。

今回のこの延滞賃料、2377万円何がし。これは何か月分になりますか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 すみません、担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 担当課、挙手してください。

○越後谷和人管財課長 管財課でございます。すみません。

18か月分の滞納になります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 もう1点確認です。家賃18か月分を滞納しているということで、この店舗、いわゆる民間のアパート等であれば敷金だとかありますけれども、そういった、権利金になるのか分からないですけれども、そういった預り金のようなものというのがありますか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 管財課長。

○越後谷和人管財課長 管財課でございます。

そういったものはありません。

〔木下靖委員「結構です」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかにありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 すみません。この賃貸借契約の契約書の中で、賃料の滞納があったときの条項があると思うんですけども、それはどうなっていますか。その条項を読んでいただければ。

○大矢保委員長 担当課——総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 管財課長。

○越後谷和人管財課長 管財課でございます。

今ちょっと調べております。少々お待ちください。

お待たせしました。

こちらの相手方との建物賃貸借契約書の中には、契約の解除ということで、第20条がありまして、貸主は借主が次の各号のいずれか一つでも該当した場合は、通知・催告しないで直ちに本契約を解除することができるということで、その第2号に、第8条及び第9条に定める賃料、専用部分における諸費用の支払いをしないときというような条項があります。

○大矢保委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 基本、賃貸借契約上、普通の場合、民間であれば、家賃を払えなければ契約の更新とかしないものなんですけど、これ、1年間に限り更新していますよね。それと、18か月の滞納がある時点で、民間であれば、その前に何らかの手を打つと思うんですけど、契約上そういうふうになっているのに、なぜそのような動きを取らなかったのか教えていただきたいと思います。

○大矢保委員長 管財課、答弁を求めます。

○越後谷和人管財課長 管財課でございます。

今の御質疑に対するお答えですけれども、委員の皆様も御承知のとおり、昨年度からコロナの影響もありまして、そういったことで売上げもかなり減ってきたというような話も聞いているのに加えまして、あと、昨年9月には、その分納誓約というのを新たに取って、その賃料に関してはきちんと払いますというような誓約をしましたので、そういう手続に至ったものであります。

○大矢保委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 それは昨年のお話で、コロナがない前から滞納があるので、なぜそのときに手を打たなかったかということを知っているんですよ。

いいです。甘かったということで。はい。

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので次に進みます。

その他の報告を求めます。

初めに、「令和2年度包括外部監査結果への措置状況について」報告を求めます。
総務部長。

○館山新総務部長 令和2年度包括外部監査結果への措置状況について、御説明させていただきます。

お手元の資料「令和2年度包括外部監査結果への措置状況について」の1ページを御覧ください。

令和2年度の包括外部監査は、監査のテーマを「高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」として実施され、去る令和3年3月23日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、令和3年4月21日開催の本常任委員協議会におきまして、令和2年度包括外部監査結果への対応について御報告しておりましたが、(3)指摘事項及び意見のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が27項目、改善を要望するという趣旨の意見が39項目ありました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において、検証作業等を行い、是正・改善等の措置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページを御覧ください。

指摘事項への措置状況の概要についてですが、まず、(1)対応方針区分であります。記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と大きく4つに分類しており、(2)対応方針別件数については、是正が4件で全て是正済み、改善が23件で全て改善済みであり、改善検討及び相違はありませんでした。

3ページ目を御覧ください。

意見への対応について、対応方針別件数であります。改善が36件で全て改善済み、改善検討が3件となっております。なお、相違はありませんでした。

御説明は以上となりますが、詳細につきましては、資料データ「令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する各常任委員協議会においても御報告しております。

また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき監査委員に通知いたしました。監査委員においては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされており、市民の皆様には、各支

所・市民センター等において報告書を縦覧に供するほか、市ホームページ及び9月1日号の「広報あおもり」でお知らせする予定としております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、次に進みます。

次に、「トライアル・サウンディングの実施について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 トライアル・サウンディングの実施について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、トライアル・サウンディングとは、公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探るため、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度のことを言います。

本市では、公民連携による新たな公共空間の利活用を図ることを目的として設置した青森市リノベーションまちづくり推進協議会公共空間作業部会におけるサードプレイスの利活用に関する議論を踏まえ、新市庁舎整備の基本的考え方である「青森らしいまちの回遊性やサードプレイスを備えた庁舎」の実現を念頭に、サードプレイスの日常的な利活用の検討に向けて、民間事業者のアイデアやノウハウを活用したトライアル・サウンディングの手法により、市役所庁舎の一部を暫定利用させながら、事業者との対話を通じて、施設の持つ可能性を調査することを目的に実施するものであります。

トライアル・サウンディングの実施概要についてであります。対象場所といたしましては、市役所本庁舎1階ロビー、エントランス及び北のひろばを活用することとし、民間企業、団体等からその利活用に関する提案を募集いたします。

募集に当たっての主な提案要件といたしましては、庁舎利用者の利便性、サービスまたは満足度の向上に資するとともに、庁舎機能を高める内容で、市に財政負担を求めないもの、政治的・宗教的活動または暴力団等の活動でないもの、庁舎の管理運営に支障となる行為でないものなどとし、提案があった場合、当該取組の趣旨や参加資格・要件等に適合しているかどうかの確認を行い、当該条件を満たすものについて試行的に実施することといたします。

提案の募集期間につきましては、令和3年8月23日から令和3年9月17日までの期間とし、採用になった提案については、令和3年10月1日から令和3年10月29日までの平日の開庁時間内に実施する予定としております。

また、実施に当たっては、暫定利用期間中、モニタリング及びヒアリングなどを行い、施設との相性、使い勝手、採算性などを確認しながら、今後、所要の検討を行うこととしております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について御意見、御質疑ありますか。丸野委員。

○丸野達夫委員 すいません。1点、要望なんです。

毎回、この手のもの出すときにお願いしているんですけども、対象者が民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、任意団体となっているんですけども、社会福祉法人も対象にしていただければ。それだけです。

○大矢保委員長 どうですか。総務部長。

〔丸野達夫委員「答えてもいいですけども」と呼ぶ〕

○館山新総務部長 社会福祉法人も、当然としてその対象になるものと考えております。

〔丸野達夫委員「記載お願いします」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかにありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 これは、応募が複数来た場合は、総務部管財課財産活用推進チームで審査なりして、この期間に1件ですか。審査にかかるわけですよね。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 当然、審査はありますけれども、場所が1か所でないことから、その場所等の、当然、提案の中身等も参考にしながらやっていきますので、1者のみということではありません。

○大矢保委員長 よろしいですか。

○万徳なお子委員 はい、分かりました。

○大矢保委員長 ほかにありますか。なければ次に進みます。

次に、「令和3年度収納対策について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 副市長を本部長とする青森市収納対策本部において収納対策の進行管理を行っております債権項目について、令和2年度における収納率と収入未済額の状況及び令和3年度における収納対策について御報告申し上げます。

初めに、資料1を御覧ください。

市収納対策本部では、市税及び税外諸歳入の中で、特に市の財政に与える影響が大きい一般会計・特別会計及び企業会計の15の収入項目について、適正な債権管理を行っているところであります。

令和2年度におけるこれらの債権項目全体の収納率は、資料の上段にあります合計に示すとおり、現年分が前年度を0.15ポイント下回ったものの、滞納繰越分が前年度を2.03ポイント上回り、現年分・滞納繰越分を合わせた合計では、前年度を0.13ポイント上回ることができました。また、収入未済額の累計は、令和元年度の55億3千万円から、令和2年度では52億2千万円と、約3億1千万円の縮減を図ることができました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や経済活動が深刻な影響を受けた中であって、収納対策本部会議を通じて債権所管各部署が債権の適正管理に取り組んだ成果が表れたものと受け止めております。

次に、資料2を御覧ください。

令和3年度の収納対策は、令和2年度の収納対策の検証を踏まえ、引き続き「1 適正な債権管理の推進」以下6項目を柱として、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

今年度、新たに追加及び修正した内容については、網かけをしてお示ししております。

1 ページ目にあります「1 適正な債権管理の推進」については、⑥で、令和2年度においても対応してきておりました、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ、減免・軽減及び猶予を適切に行うこと、及び各種支援策に関する情報を積極的に提供することを改めて明記いたしました。

次に、2 ページにあります「2 催告の強化」については、③の青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨について、昨年度は勧奨対象項目の拡大について検討するとしておりましたが、拡大できる項目は、現在、全て実施に至りましたことから、「納付勧奨を引き続き実施する」と表現を修正しております。

「3 強制徴収の徹底・行政サービスの制限」については、②の差押えについて、従来実施してきた財産に加え、新たな財産の差押えについて検討するとともに、捜索による差押えを実施することといたしました。また、④の市営住宅使用料の滞納事案につきましては、市営住宅使用料収納マニュアルに基づき、3か月以上滞納し、催告を行っても完納・分割納付・納付誓約がない場合は、明渡請求通知を行い、滞納使用料の納付及び住居の明渡しを求める法的手続きを行うこととして、具体的な実施内容を明記いたしました。

「4 納付機会の拡大・特別徴収の徹底」については、①のスマートフォンを利用した市税納付について、令和4年度からの電子マネーによる納付の開始に向けた検討及び準備を行うことといたしました。

「5 PRの推進・納付相談の充実」及び「6 青森県等との連携・外部委託の推進」につきましては、令和2年度に引き続き同様の対応をしてまいります。

以上が、令和3年度収納対策の修正した内容であります。

新型コロナウイルス感染症は未だ終息に至っておらず、厳しい状況が続いておりますが、一方で、市の収入未済額の合計は、依然として50億円を上回っている現状にあります。

歳入確保は、市の行財政運営の根幹に関わる重要な課題であることから、関係各部局との連携を密にしながら、一層の収納対策に取り組み、適正な債権管理の推進に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これについては終わります。

この際、ほかに理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 委員の皆さんから何か御意見ありますか。秋村委員。

○秋村光男委員 先ほど質疑すればいいものを、申し訳ないです。

ロータリ除雪車の関係です。トータルで4台ということで、株式会社青工が2台、有限会社尾崎自動車商会在が2台ということで、これ、メーカー違いますよね。メーカー違うと。

有限会社尾崎自動車商会在は、五所川原市の尾崎自動車商会在のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。

○大矢保委員長 はい、そうです。

〔館山新総務部長「五所川原市です」と呼ぶ〕

○秋村光男委員 はい、分かりました。

○大矢保委員長 ほかに委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了しました。これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)